評価書(個票)

事務・事業名	中央ナースセンター事業の実 施	担当課 (担当課長)	医政局 (看護	看護課 課長 岩澤和子)
根拠法令等	看護師等の人材確保の促進 (平成4年法律第86号)第		 類 型 指定等	指導助言、調査 研究、促進啓発、 その他 指定
事務・事業の概要	〇事務・事業創設時の趣旨 ・ 地域医療体制を維持し、保は極めて重要な課題と・ このため、平成4年に1業の促進等を図るためのすることを目的とする「看という。)」が制定された・ 看護師等の就業の促進1ンターの業務に関する連業に行うことができる法	なっていた。 は、看護師等の養成 措置を講ずることに 言護師等の人材確保 。 に関して法は、厚生 終調整及び援助をぞ	の形態 供していく」 、処遇の改き より、病院等 の促進に関す 労働大臣が、 ううこと等の	とで、看護職員の確 等、資質の向上、就 等に看護師等を確保 「る法律(以下「法」 都道府県ナースセ 業務を適正かつ確
	まに行うことができる法とですることができることができませんでいます。 事業の内容中央・アンターは、次のでは、次のでは、のでは、次のでは、次のでは、次のでは、次のでは、次のでは	きることとした。 の業務を行うものとの業務に関する普及の業務について、連の業務に関する情報 の業務に関する情報 のまのもの関係者における看護に関する。	: されている 及啓発を行う 経絡調整を図り 級及び資料をよ で対し提供す する啓発活動	(法第 21 条)。 こと。 り、及び指導その他 収集し、並びにこれ ること。 を行うこと。
事務・事業の 目的	「事務・事業の概要」を参照			
関連する政策目標	・基本目標 I 安心・信頼しること ・施策大目標 2 必要な医療・施策中目標 I - 2 - 1 今後の	従事者を確保すると	:ともに、資質	質の向上を図ること
関連する 業績指標	就業看護職員数(前回調査時	以上/調査時)(測	定指標)	
指標の 目標値等 法人の指定等 の状況	1,603,108人以上別紙のとおり。			
指定・登録等の 基準に対する よくあるお問い 合わせと回答	特になし。			

料金等・積算根
拠
事務・事業の実
績

〇実績(平成27年度)

【中央ナースセンター事業】

- ・都道府県ナースセンター事業に関する広報活動 機関誌「看護」による広報やホームページ「e-ナースセンター」による広報を実施。
- ・看護関連情報の提供 進路相談のための情報収集および情報提供を実施。
- ・看護職員の需給、就業動向の把握および分析 NCCS 登録データに基づく潜在看護職員の就業意向および求人条件と就業 希望条件等の分析を実施。
- ・都道府県ナースセンターとの情報交換、連絡調整 平成27年度ナースセンター事業担当者会議の開催、平成27年度都道府県 ナースセンター事業実施状況調査の実施。
- 訪問看護を推進させるための調査、連絡調整 訪問看護師養成講習会実施状況調査の実施。
- ・NCCS および e-ナースセンターの運用 NCCS の運用、NCCS および e-ナースセンターの改善、都道府県ナースセンターおよび一般利用者等からの相談対応、都道府県ナースセンターに対するヘルプデスクによる支援
- ・看護師等の離職時等の届出制度による届出数等の把握および分析 看護師等の離職時等の届出制度による届出数、届出者の就業状況等の分析 を実施。

国からの補助金 等

〇補助金・委託費等(平成28年度):中央ナースセンター事業 202,792千円 内容:看護師等の未就業者の就業促進など、看護師等の確保を図るため、都道 府県ナースセンター事業の活動を支援・指導等都道府県ナースセンターを統括 する事業を実施することにより、医療機関等の看護師等の不足解消及び在宅医 療の推進を図るもの。

事務・事業の見 直し状況(これ までの検証)

- ●中央ナースセンターの指定の在り方に関する検討
 - ・ 厚生労働省独立行政法人・公益法人整理合理化委員会報告書の改革への提言を受けて、「中央ナースセンターの指定の在り方に関する検討会」を開催し、 平成24年3月に、報告書を取りまとめた。
 - ・ 報告書においては、指定制度の趣旨等、業務の現況、指定制度の必要性、 指定先の選定方法等に触れながら指定制度の在り方について考察され、当面 は現在の中央ナースセンターが業務を継続するが、人材確保法の趣旨を踏ま え、医療関係団体と協力しつつ看護職員の確保対策の強化を図り、今後とも 事業運営の透明性の確保を図るべきであるとされた。

事務・事業の必要性等・有効性

要性等・有効性┃●事務・事業の必要性

・ 看護職員確保については、2025年には、約200万人の看護職員が必要と 推計されており(社会保障と税の一体改革の際の推計)、定着促進、養成促 進のほか、再就業支援の一層の促進が必要不可欠である。ナースセンター事 業は、ハローワークと連携した取組で再就業支援の効果を増大させることが期待されている。また、平成27年10月に看護師等の復職支援の強化のため、離職した看護師等の把握ができるよう離職時等に看護師等免許保持者がナースセンターに届出をする制度を創設し、当該届出制度を活用した更なる再就業支援が必要となっている。このため、本事業の必要性は高い。

・ なお、2025 年に向けて都道府県が作成する地域医療構想との整合性や地域間偏在等の是正などの観点を踏まえた、看護職員の需給見通しや、その確保策、地域偏在対策等について検討するため「医療従事者の需給に関する検討会」が平成27年12月に設置され、検討を行っているところである。

●事務・事業の妥当性

・ 都道府県ナースセンターは、中央ナースセンターによる NCCS (ナースセンター・コンピュータ・システム)等の連絡調整業務により円滑な事業展開が可能となっており、事業を効率的に実施できているため妥当なものである。

●事務・事業の有効性

看護職員確保対策については、これまでも看護師等の確保を促進するための 措置に関する基本的な指針等に基づき各般の施策が講じられてきたところであ るが、2025年には、約200万人の看護職員が必要と推計されており(社会保障 と税の一体改革の際の推計)、定着促進を始めとして、養成促進、再就業支援に わたる看護職員確保対策について一層の推進を図っていくことが必要不可欠で ある。

本事業は、看護職員という専門性の高い職種の職能団体として求職者側、求人側双方のニーズ等を把握している日本看護協会を中央ナースセンターとして指定し業務を適正かつ確実に実施することで、無料職業紹介事業を行っている都道府県ナースセンターと連携し、看護職員の再就業を実現している。

このため、看護職員確保対策としては更なる充実が必要な状況であり、本事業を廃止した場合、少子高齢化や医療の高度化により需要の増加が見込まれている看護職員の再就業による確保が相当数少なくなり、地域の医療体制に大きな支障を来すことが懸念される。

事務・事業の執行体制の妥当性

〇指定等を行う妥当性

- ・ 都道府県ナースセンターは、中央ナースセンターによる NCCS の運用を始めとした各種の連絡調整業務を実施することなしに、円滑に事業を展開していくことが困難であり、これらの業務は、国等の行政機関が自ら行うよりも、看護師等の確保を図り、もって保健医療の向上に資することを目的とする民間団体において行う方がより円滑かつ効率的に実施することが期待できるものと考えられるため、指定制度は妥当である。
- ・ また、本事業に対しては、公的な財政支援を行っており、重複投資を回避 し、業務の効率化を図る観点からも、全国を通じて1法人に限り指定するも の。

●実施主体としての指定等法人の適格性

・ 日本看護協会に対する中央ナースセンターの指定は、法制定以前からナースセンター事業を支えてきた職能団体であることを考慮してなされたものであり、指定後も20年以上にわたって中央と都道府県の職能団体は相互に連携してナースセンター事業等幅広い業務を継続して実施し、NCCSの運用を始め様々なノウハウが蓄積されるとともに、一定の成果を挙げてきたものであり、実施主体として適格である。

評価結果の総括 ● 平成24年3月に実施した検討会でも、中央ナースセンター事業の必要性や、 (現状分析(事 務・事業の評価) 指定の在り方や指定法人の選定等の妥当性も認められているため、引き続き、 本事業を活用することで、看護職員の確保対策の更なる強化を図っていく必要 と今後の方向 性) がある。 ● 一方で、中央ナースセンター事業については、日本看護協会のホームページ において毎年度の事業報告書を掲載するなど情報公開に努めているものの、実 施している事業の内容が外部から分かりにくいという指摘もあったため、ナー スセンター事業の運営には公費が投入されていることも踏まえ、医療関係者の みならず一般国民にも分かりやすい資料の作成に努めるなど、今後より一層の 事業運営の透明性を確保していく必要がある。 備考

別紙

合計1法人

· 公益法人 1 法人

法人名	指定等の時期	連絡先(TEL)	料金等・積算根拠		
公益法人(1法人)					
公益社団法人日本看	平成5年12月27	03-5778-8831	特になし。		
護協会	日				